

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 3 年 10 月 12 日

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第 27 地割 12 番地 2
株式会社ミナミ
代表取締役 南由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日	令和 3 年 10 月 12 日	許可番号	第 219-13 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 がれき類の破碎施設 がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）		
設置場所	山形県内一円（山形市の区域を除く）（移動式）		
処理能力	3,264 トン／日（8 時間）		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（日本産業規格 A 列 4 番）